

1428

極秘

昭和十八年四月一日改定昭和十八年八月一日中改正
南方軍軍政總監部 務規程

南方軍軍政總監部



277

軍政密第三一四號

軍政總監部執務規程ノ件

部内一般

南方軍政總監部執務規程本冊ノ通

昭和十八年四月一日

南方軍政總監 島田重徳

軍政總監部執務規程

一 總 則

第一條 南方軍軍政總監部ニ於ケル執務要領ニ關シテハ戰時高等司令部勤務令、南方各軍司令部勤務令及南方軍總司令部執務規程ニ依ルノ外本規程ニ依ル

二 分 掌

第二條 軍政總監部ニ左ノ部ヲ置ク

總 務 部

財 務 部

官 業 部

調 査 部

商 産 管 理 部

右ノ各部ノ外軍政會議監督部ヲ置ク

第三條 總務部長ハ軍政總監ヲ補佐シ其ノ意圖ヲ承ケ軍政總監部

切ノ業務ヲ統轄管理ニ任ス

第四條 總務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 軍政ニ關スル業務ノ大綱及統制ニ關スル事項
- 二 軍政總監部一級業務ノ統轄
- 三 軍政ニ關スル陸海軍協定ノ細部ニ關スル事項
- 四 軍政實施ノ監督ニ關スル事項
- 五 人事及功績ニ關スル事項
- 六 公文書類及成案文書ノ審査接受及編纂保存ニ關スル事項
- 七 官印ノ管守ニ關スル事項
- 八 司法及警務ニ關スル事項
- 九 物資生産及生産力擴充ノ基本ニ關スル事項
- 一〇 總動員、物資動員及交易ニ關スル事項
- 一一 各軍軍政機關ノ編成職域ニ關スル事項
- 一二 軍政會計豫算ノ基本ニ關スル事項
- 一三 機秘密保持ニ關スル事項
- 一四 軍政會計監督部ニ關スル事項

- 一 賞罰ニ關スル事項
- 一 休暇出張觀察ニ關スル事項
- 一 命令、法規ニ關スル事項
- 一 會計經理ニ關スル事項
- 一 宣傳ニ關スル事項
- 一 教育、康成、思想、宗教、民族ニ關スル事項
- 一 衛生、醫療、防疫ニ關スル事項
- 一 一般取締其ノ他各部ニ屬セサル事項
- 一 陸運、陸上交通及海運海上交通ニ關スル事項
- 一 郵便、電信、電話ニ關スル事項
- 一 臺灣、澎湖、海峽ニ關スル事項
- 第五條 財務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
 - 一 金融財政幣制爲替及稅務ニ關スル事項
 - 一 算會計豫算決算ニ關スル事項
 - 一 銀行保險ニ關スル事項

二 國庫ニ關スル事項

三 農林部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 工業、鑛業、農林業、畜産業、水産業等産業ニ關スル事項

二 南方民間企業經營ノ監督指導並補助ニ關スル事項（他部ノ所掌

事項ヲ除ク）

三 國庫ニ關スル事項

四 國庫ノ生産配給ニ關スル事項

五 資源回收ニ關スル事項

六 産業獎勵ニ關スル事項

七 勞務ニ關スル事項

八 特許ニ關スル事項

第七條 創 除

第八條 調査部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 政治、經濟、資源、文化等ノ調査ニ關スル事項

二 統計及資料ノ作成ニ關スル事項

資料ノ蒐集整備編纂及保存ニ關スル事項

機密以外ノ圖書ノ保存刊行竝ニ出版機關ニ關スル事項

學術ニ關スル事項

六 調査研究機關ニ關スル事項

第九條 財産管理部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 財産ノ調査及管理ニ關スル事項

二 財産ノ評價利用及拂下ニ關スル事項

第十條 軍政會計監督部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 軍政會計經理ノ監督ニ關スル事項

二 地方民間企業ノ會計及原價ノ監査ニ關スル事項

第十一條 各部長ハ軍政總監ノ命ヲ承ケ部内ヲ統轄シ部務ヲ掌ル

第十二條 部長及附屬上官ノ命ヲ承ケ担任ノ事務ヲ掌ル

第十三條 准士官以下士官及主任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 必要ニ依リシ各官ニ於テハ有給休暇ハ無給ノ期間ヲ付クコ

トシ得ル 屬下ハ専門事項ニ關スル調査研究ニ從事ス

第十條 部長候員ナル時又ハ警備アル時ハ特ニ示ス場合ノ外當
部ノ商標先任番部長ノ職ヲトルモノトス

馬場 勲

第十六條 當ニ大東亞戰争ノ本質ニ透徹シ新日本建設ノ理想ヲ明
ニシ軍政ノ本義ヲ体现シ當ニ上司ノ意圖ヲ察シ之ヲ善
クシテ

第十七條 軍政ニ携ハル者ハ先ツ身ヲ正シクシ至誠殉國ノ熱意ヲ
有シテ

第十八條 軍事施策ノ目的ヲ確認シ一徹政治ヲシテ之ト
結合セシム

第十九條 企劃指導ニ方リテハ目的ヲ明徹ニシ實行ノ爲ノ諸元ヲ
的確ニ把握シ廣ク且深ク考察ヲ遂ケ特ニ實行ノ能否ニ心スルコトヲ

要ナリ

第二十條 各軍庫政監部等ニ對スル軍政總監部ノ意旨徹底等ニ命全
 指示ノ發行ニ注意スルヲ共ニ（發行監督）報告、通報ニ留意スル
 コトヲ期スナリ上司ニ對スル發行報告（中間報告）及同僚各部等
 若ノ注意ヲ勵行シ樂於ニ阻滯ヲナカシムルヲ要ス
 第二十一條 電報ナル機密ノ作定ニ方リテハ局長ノ部員及附ヲ參メ
 研究ヲ行フモノトス
 第二十二條 特ニ機密保持防範ニ留意スヘシ